⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　1.10％

長期期待運用収益率　1.70％

11. 収益認識関係

収益を理解するための基礎となる情報については、「重要な会計方針に係る事項に係る注記」の「７．収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。その他の事項については独立行政法人会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

12. 固有の表示科目について

開発委託金

機構法第23条第１項第２号に規定する新技術の企業化開発のため企業等に委託し、支出した金額

開発委託金回収債権

新技術の企業化開発が成功した場合等の開発委託金の確定金額

開発委託金回収債権回収不能見込額

開発委託金回収債権（承継資産を除く出資金財源に相当する額）に対する貸倒引当金繰入額

助成金

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の２に基づく特定公募型研究開発業務として、創発的研究推進基金の活用により実施する機構法第23条第１項第６号に掲げる業務に係る助成額

大学助成費

機構法第23条第１項第６号に掲げる業務及び同条第２項に掲げる業務に係る助成額

大学助成費収益

国立研究開発法人科学技術振興に関する省令（平成15年文部科学省令第47号）(以下、「省令」という。)第15条第３項の規定により大学助成に充てるための費用が発生した時点において当該費用に相当する額の大学助成費債務からの振替額

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第１号

基町相生通地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和７年11月14日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長　高原　　功

記

1　第一種市街地再開発事業の名称

基町相生通地区第一種市街地再開発事業

2　施行者の名称

基町相生通地区第一種市街地再開発事業個人施行者

代表施行者　独立行政法人都市再生機構

共同施行者　株式会社朝日新聞社

株式会社朝日ビルディング

中国電力ネットワーク株式会社

3　事務所の所在地

広島県広島市東区若草町12番１号アクティブインターシティ広島オフィス棟９階（独立行政法人都市再生機構事務所内）

4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称

広島県広島市中区基町及び立町各地内

5　建築工事が完了した施設建築物

施設建築物２（変電所棟）

6　施設建築物の建築工事が完了した年月日

令和７年11月14日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年11月15日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年11月14日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　寺山　　徹

記

1　記〔８〕中「令和７年11月９日」を「令和７年11月15日」に改める。

2　別添２中

「都道首都高速１号線　上　野」を「都道首都高速１号線　上　野（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速１号線　勝　島」を「都道首都高速１号線　勝　島（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　板橋本町」を「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　板橋本町（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速葛飾江戸川線　船堀橋」を「都道首都高速葛飾江戸川線　船堀橋（ＥＴＣ）」に改める。

3　別添３中

「板橋本町（中台方向へ進行する入口に限る。）」を

「板橋本町（ＥＴＣ）(中台方向へ進行する入口に限る。)」に改める。

日本私立学校振興・共済事業団令和６事業年度財務諸表に関する公告

令和７年11月14日

東京都千代田区富士見１丁目10番12号

日本私立学校振興・共済事業団

理事長　福原　紀彦